

## 事前評価調書

I 事業概要																																									
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																								
地区名	九久平区域																																								
事業箇所	豊田市九久平町地内																																								
事業のあらまし	九久平区域は、愛知県中部の豊田市九久平町に位置し、人家18戸と地域防災計画に一時避難所として位置づけられている松平コミュニティセンター、災害時要援護者施設である病院及び郵便局を保全対象とする急傾斜地崩壊危険区域である。当区域は昭和50年～58年にかけて急傾斜地崩壊防止施設の施工をしてきたが、近年、地山の風化等の影響により施設の災害防止機能の不足が見られ、放置すれば重大な災害につながるおそれがでてきた。このため、緊急的な改築を行い、災害防止機能の向上を図るものである。																																								
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人家18戸、松平コミュニティセンター（一時避難所）、病院（災害時要援護者施設）、郵便局を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保護する。</li> </ul> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>																																								
事業費	事業費	内訳																																							
	1.5億円	□工事費 1.4億円、□用補費 0億円、□その他 0.1億円																																							
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成26年度	完成予定年度	平成29年度																																			
事業内容	擁壁工 L=255m 、法面工 A=1,770 m <sup>2</sup>																																								
II 評価																																									
①事業の必要性	1) 必要性	地山の風化等の影響により施設の災害防止機能の不足が見られ、放置すれば重大な災害につながるおそれがある。このため緊急的な改築を行い、保全対象を保護する必要がある。																																							
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																						
		【理由】急傾斜地の崩壊から保全対象を保護する必要があるため。																																							
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td></td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr> <td>調査・設計</td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td></tr> <tr> <td>擁壁工</td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td></tr> <tr> <td>法面工</td><td></td><td></td><td></td><td>↔</td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td colspan="4">1.5</td></tr> </table>						H26	H27	H28	H29	調査・設計	←		→		用地補償					工事	←		→		擁壁工	←		→		法面工				↔	事業費（億円）	1.5			
		H26	H27	H28	H29																																				
	調査・設計	←		→																																					
用地補償																																									
工事	←		→																																						
擁壁工	←		→																																						
法面工				↔																																					
事業費（億円）	1.5																																								
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、緊急改築工事の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																								
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																							
	【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																								
III 対応方針																																									
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																								
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																									
■対象（事業完了後5年目）	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外																																								
【主な評価内容】	・急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																								